

煙火消費許可申請の手引

令和 8 年 4 月
新 潟 県

この手引は、火薬類取締法上の煙火消費に係る事務手続きを円滑に進めることを目的として新潟県が作成したものです。

また、本県では、一部の市町村に対し火薬類取締法事務の権限移譲が行われています。権限移譲市町村において煙火消費に係る申請を行う場合、その消費地を管轄する行政庁にお問い合わせいただくようお願いします。(P 32, 33 に県内の煙火消費許可申請の申請先一覧を掲載しています)

目 次

1	煙火消費に必要な諸手続き	
(1)	消費許可の手続き等	1
(2)	消費許可申請の際の留意事項	3
(3)	消費許可申請に必要な書類	4
(4)	許可を受けた内容に変更があった場合	4
2	煙火消費の保安基準	
(1)	危険区域（立ち入り禁止区域）の設定について	5
(2)	保安管理体制の整備について	5
(3)	チェックリストによる点検について	5
(4)	不発煙火の回収について	5
(5)	保安距離について	6
(6)	打揚筒からの離隔距離について	6
	・煙火玉の諸元	7
	・煙火消費場所状況チェックリスト	8
	・球状の打揚煙火（スターマインを含む）の保安距離	9
	・仕掛煙火の保安距離	10
	・保安距離に関する解説	13
○	消費許可申請書等の記入方法	
	・火薬類（煙火）消費許可申請書	14
	・煙火消費計画書	16
	・変更届	30
	・「煙火」の消費許可等申請書提出先	32

1 煙火消費に必要な諸手続き

(1)消費許可の手続等

ア 火薬類消費許可申請

煙火の消費をしようとするときには、数量に応じて、火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）に基づく許可申請（法第25条）をしなければならない。

なお、煙火の譲受許可（法第17条）は法第51条第3項の規定により適用除外。

消費許可が不要な場合

- ・ 球状の煙火
 - ①直径 6 cm以下の球状の煙火（2号玉以下） 75個以下^{※1}
 - ②直径 6 cmを越え10cm以下の球状の煙火（2.5～3号玉） 25個以下^{※2}
 - ③直径10cmを越え14cm以下の球状の煙火（4号玉） 10個以下
- ※1 ①～③の合計が75個以下の場合に限る。 ※2 ②と③の合計が25個以下の場合に限る。
- ・ 仕掛煙火に使用する焰管の数 200個以下
（滝仕掛、杵仕掛等が該当。打出仕掛煙火は該当しない。）
- ・ 特定の規格に適合するファイヤークラッカー、爆竹（一定規格で一連30以下に限る） 各300個以下
- ・ その他、施行規則第49条に該当する煙火及びその数量

なお、上記品目のうち、1品目でも規定数量を超える場合は、他の品目の数量が規定内にあっても、消費しようとする全品目の消費許可が必要である。

火薬類取締法では、火薬類の消費は県知事が許可することとなっており、下記の数量の火薬類の消費については、県地域機関の長が許可をする。

打揚煙火 500個以下 仕掛煙火 50台以下

また、本県では、市町村への火薬類取締法事務の権限移譲が行われており、権限移譲市町村にあつては、火薬類の消費は市町村長が許可をする。

申請先：本書P32,33「煙火」の消費許可申請書提出先を参照。以下同じ。

イ 市町村火災予防条例に基づく届出

許可、許可不要に関わらず、火薬類の手続きと併せて、消費場所の市町村の火災予防条例に基づき、煙火の消費を消防長（消防署長）に届けなければならない。

※ 参考[火災予防条例（例）抜粋]

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

- 1 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- 2 煙火（玩具煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- 3 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- 4 水道の断水又は減水
- 5 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

ウ 運搬の届出、運搬証明書

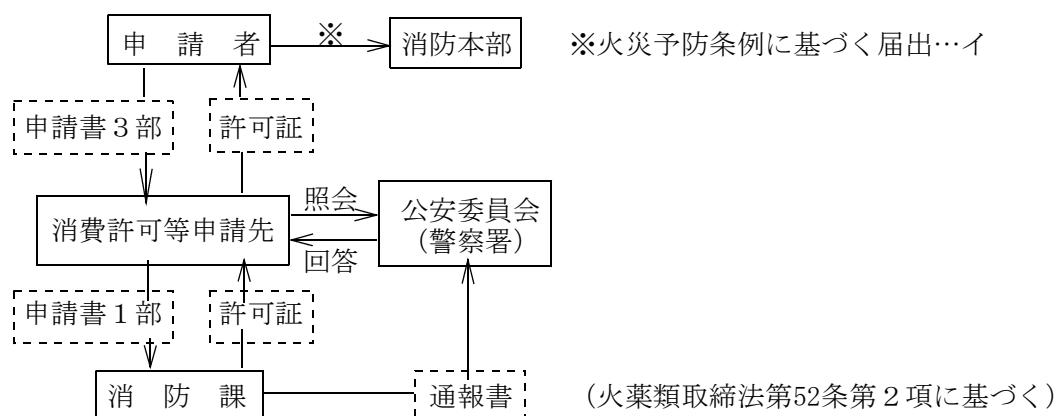
火薬類取締法第19条第1項により、火薬類を運搬しようとする場合は公安委員会に届け出て、「運搬証明書」の交付を受けなければならない（詳細は火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）参照）。通常の煙火600kg以下は不要。

また、運搬をしないこととなったときや有効期間が満了したときなどは、速やかに運搬証明書を返納しなければならない。

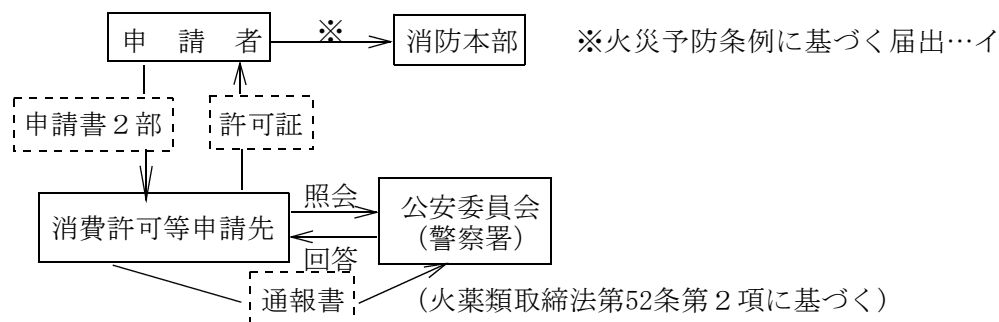
煙火消費手続きフローチャート

ア 許可申請

① 県知事の許可を必要とする場合

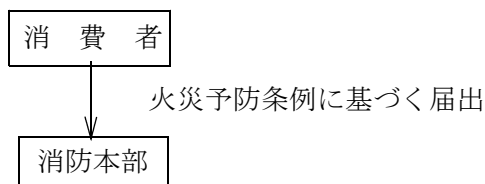


② 県地域機関の長または市町村長（消防長を含む。）の許可を必要とする場合



イ 市町村火災予防条例の届出

火薬類取締法施行規則（以下、「規則」という。）第49条第1項第4号並びに第4の2号に該当する無許可消費も含め、全ての消費で必要



(2)消費許可申請の際の留意事項

主催者は、花火大会の総責任者であることを自覚し、以下の点を留意し大会の運営を行う。

ア 煙火消費の依頼について

主催者は、煙火消費の依頼をする際には、次の点に留意して十分に煙火業者と打合せを行う。

(ア)火薬類取締法及び新潟県の煙火消費の保安基準（本書P5）を十分に理解し、消費の安全に努める。

(イ)煙火消費の全体計画の調整及び把握を行う。

- ・ 打揚規模（数量、種類等）に応じた無理のない所要時間の算定。
- ・ 打揚規模（数量、種類等）に応じた適正な保安距離を確保できる場所の選定。

(ウ)原則として、煙火消費の打揚予定地の現地調査（場合によっては県又は市町村、地元警察、地元消防署、その他関係者の立会をを求める）を行い、現地に応じた消費規模の煙火消費計画を作成する。

イ 許可申請書の提出について

消費許可申請書を提出する際には次の点に留意する。

(ア)煙火消費許可申請等の手続きは、主催者が行う。（煙火業者同行可）

(イ)主催者は、申請にあたって関係機関（県又は市町村、警察署、海上保安部、消防等）との事前協議を行い、その結果を考慮し申請書等を作成する。また、河川敷、海岸、港湾区域、高圧電線付近、自然公園内等での打揚の場合、各々の管理者に対して協議・土地利用許可申請が、保安距離内に道路があるような場合や観客席に道路を使用するときは、警察署に対して許可申請が必要となる場合があるので注意すること。

(ウ)申請書には、保安管理体制及び緊急時の連絡体制（気象条件等による中止等を含む）を明記する。（本書P26～29）

ウ 煙火消費の中断及び中止について

主催者は、花火大会の総責任者であり、公共の安全のため、以下の場合、煙火の消費を自ら中断しなければならない。中断後、一定の時間が経過しても事態が好転しない場合、煙火の消費を中止しなければならない。

(ア)許可内容が守られない場合

- ・ 立入禁止区域に関係者以外の者が立ち入るとき。
- ・ その他消費の基準（規則第56条の4）が守られないとき。
- ・ その他

(イ)自然条件が悪化した場合（例）

- ・ 風速10m以上の強風が一定時間継続して吹くとき。
- ・ 相当量の降雨があるとき。
- ・ 雷鳴又は落雷の恐れがあるとき。
- ・ 火災警報が発令されたとき。

(ウ) 事故等の場合

事故等が発生し、公共の安全と災害の防止の確保ができなくなると判断されるとき。

(3) 消費許可申請に必要な書類

ア～ウの書類について、原則として消費日の30日前、遅くとも2週間前までに必ず提出する。^注

なお、「球状の打揚煙火の保安距離」(本書P9)及び「仕掛煙火の保安距離」(本書P10)による協議が必要な場合は、申請書を提出する前に関係機関と協議を行いその問題点を解決しておく。

ア 火薬類(煙火)消費許可申請書(本書P14～15)

イ 煙火消費計画書(本書P16～23)

ウ 申請書添付書類(本書P24～29)

- ・ 煙火消費作業従事者名簿
- ・ 煙火消費保安管理組織図
- ・ 緊急連絡系統図
- ・ 消費場所付近の見取図
- ・ 打揚場所の配置図(打揚筒と関係人の位置、距離及び防護措置を講ずる場合にはその位置を記載)
- ・ 防護措置等の仕様及び構造図
- ・ 煙火置場の見取図及び構造図
- ・ 筒の固定方法図
- ・ 仕掛煙火の仕様書等の写(打出仕掛煙火で同一の場所に設置するものについては、そのうち保安距離に影響しうる規模のもの)
- ・ 打出仕掛煙火の飛散防止措置の仕様及び構造図
- ・ 花火大会実施計画書及び花火大会プログラム(作成している場合)
- ・ 保安距離内にある建物等の所有者又は占有者からの承諾書写し(3級措置を講ずる場合)

注 添付書類は、規則第48条第1項及び第2項に規定する書類の他に、消費の技術上の基準(法第26条)に適合することを許可権者が確認するために提出する。

(4) 許可を受けた内容に変更があった場合

火薬類の種類(大きさを含む。)、数量(増える場合)、目的、場所、日時又は危険予防の方法に変更があった場合、改めて消費許可を取り直さなければならない。

また、上記以外の場合は、変更届(本書P30)を提出する。

2 煙火消費の保安基準

主催者及び打揚業者は、火薬類取締法、「煙火の安全な取扱い」((公社) 全国火薬類保安協会) 及び「煙火の消費保安基準」((公社) 日本煙火協会) に定めるもののほか、次のことを遵守し煙火消費の安全を図る。

(1) 危険区域（立入禁止区域）の設定について

消費に際しては、保安距離を確保するため、関係者以外の立入を禁止する危険区域（保安距離を含む区域）を打揚場所の状況に応じて具体的に設定する。

また、玉込め作業中においても、煙火が地上開発した場合の危険や関係者以外による不測の点火の危険等を防止するために必要な危険区域を設ける。

(2) 保安管理体制の整備について

主催者及び煙火業者は、花火大会等の安全確保を図るため、次の保安管理体制を整える。(本書P26～29)

ア 主催者側の組織（役割）

- (ア) 煙火最高責任者の選任（安全確保の統括管理）
- (イ) 煙火責任者の選任（消費会場における主催者側の責任者）
- (ウ) 煙火連絡責任者（主催者側の保安担当者）

イ 煙火業者側の組織（役割）

- (ア) 煙火消費総括責任者の選任（煙火業者側の最高責任者で統括管理）
- (イ) 現場責任者の選任（消費場所における保安責任者）
- (ウ) 班業務責任者の選任（現場責任者の指示のもと従業者を指揮）

※ なお、主催者は次の点に特に留意する。

- ・本部と打揚現場及び行政機関との相互間の連絡体制を確保する。
- ・風向・風速、気象状況の把握について、十分注意を払う。(風向・風速計又は吹き流し等を打揚現場に設置することが好ましい。)

(3) チェックリストによる点検について

ア 主催者と煙火消費総括責任者は、打揚煙火等の点検及び従事者の安全対策等の実施状況について、煙火消費実施状況チェックリスト(本書P8)により点検を行う。

イ 主催者と煙火消費総括責任者は、チェックリストによる点検結果に問題のある事項が認められたときは、消費開始前までに改善する。

(4) 不発煙火の回収について

不発煙火(黒玉を含む。)の回収計画を作成し、その計画に従い確実に実施する。

ア 消費後直ちに打揚現場付近の安全を確認のうえ不発煙火の回収に努める。

また、夜間であって不発煙火をその日のうちに回収することが困難な場合には、翌朝早く一般の人が来ないうちに回収作業を行う。

イ 不発煙火が発生した場合は、その処理状況について速やかに地域機関へ連絡する。

ウ 回収現場は、安全が確認されるまで関係者以外の立入りを禁止又は制限するなど、安全の確保に努めるとともに、状況に応じ広報等を行い住民等に対し注意喚起を実施する。不発煙火等による災害が発生した場合は、指示があるまで現場を保存する。

(5) 保安距離^{*}について

煙火消費については、「打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。」(規則第56条の4第4項第1号)と規定されており、消費場所の地形、付近の建物の構造等その他の状況により、当該都道府県の判断によることとされている。

新潟県では、通路、人の集合する場所、建物に対する保安距離について次のとおりとした。

球状の打揚煙火については「球状の打揚煙火(スターマインを含む)の保安距離」(本書P16)とし、仕掛煙火については、仕様により種類を整理し、「仕掛煙火の保安距離」(本書P17)のとおり表にまとめた。

なお、打揚筒は風向を考慮して上方その他安全な方向に向けること。安全な方向とは、煙火の消費時に、通路、観衆の集まる場所、建物等に対して保安距離を保てる方向である。また、斜め打ちを行う場合には、打ち出す方向に十分な距離をとることとし、あらかじめ試験打ちをし、筒の傾斜角度、発射薬量は適正であるか等火の粉等の飛散距離の確認をしなければならない。

(「煙火の消費保安基準」(平成30年5月、(公社)日本煙火協会)P8及びP30参照)

※ 保安距離とは、規則第56条の4第4項第1号に規定される「通路、人の集合する場所、建物等に対する安全な距離」のことをいう。

(6) 打揚筒からの離隔距離について

直径3センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、離隔距離(打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離をいう。)が20メートル以上となるようにすること。ただし、煙火の直径及び打揚筒からの離隔距離(下表)に応じた防護措置又は安全対策を講ずるのであればこの限りでない。

球形の煙火玉の直径	打揚筒からの離隔距離(m)			
	5m未満 (直接点火含む)	5m以上10m未満	10m以上20m未満	20m以上
3cm超 15cm以下 (5号玉)	イ 飛散物を遮断する防護措置 例)2mm厚ポリカ又は畳床	ハ 飛散物に対する安全対策 例)ヘルメット着用等		その他の 安全対策
21cm以下 (7号玉)		例)2mm厚ポリカ又は畳床		
24cm以下 (8号玉)	例)28mm厚ポリカ又は 畳床7枚又は 鋼板8,1mm	例)4mm厚ポリカ又は畳床	例)2mm厚ポリカ又は畳床	
30cm以下 (10号玉)		ロ 飛散物の威力を軽減する防護措置 例)8mm厚ポリカ又は 畳床2枚又は鋼板2.3mm		
60cm以下 (20号玉)			例)16mm厚ポリカ又は 畳床4枚又は鋼板4.6mm	
60cm超		打揚不可		

球状の打揚煙火に関する諸元等

玉と筒の大きさ			総重量		含有火薬量		開かせる高さ約(m)	玉が開いた直径約(m)	打揚火薬量約(g)
号数	打揚筒の内径約(cm)	玉の外径約(cm)	約(g)		約(g)				
			割り物	ぽか物	割り物	ぽか物			
2.5号玉	7.6	6.9	120	80	40	25	80	50	20
3号玉	9.1	8.6	230	150	120	70	120	100	25
4号玉	12.1	11.5	550	260	350	130	150	120	50
5号玉	15.2	14.4	1100	500	630	240	200	150	85
6号玉	18.2	17.3	1800	900	1100	450	220	180	120
7号玉	21.2	20.0	2700	1500	1500	750	250	200	180
8号玉	24.2	23.0	4000	2400	2600	1200	280	250	230
10号玉	30.3	28.5	8000	5000	4400	2500	300	280	500
20号玉	60.6	58.0	60kg		35kg		450	450	4kg
30号玉	90.9	86.0	220kg		80kg以下		600	600	15kg
40号玉	121.0	114.0	420kg		80kg以下		750	750	30kg

- (注) 1. 表の数値は平均的なものであり、実際には、総重量・含有火薬量・開かせる高さ・玉が開いた直径・打揚火薬量は、玉の重量、玉の種類、打揚筒の長さ等により変わる。
2. 煙火の消費保安基準（平成30年5月、（公社）日本煙火協会）より引用

煙火消費場所状況チェックリスト

大会名 _____ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
 点検責任者氏名 _____ 確認時刻 午前・後 ____ 時 ____ 分

点検項目	内 容	適	否	措 置	点検者
消費場所 の位置	保安距離適正か。 煙火置場、打揚場所、仕掛煙火の設置図(申請)のとまりの位置か。				
筒の 設置場所	打揚筒の設置場所の地盤が脆弱で発射震動により沈下したり、傾く恐れがないか。 足場が滑り易くないか。傾斜地等無理な姿勢で行うことはないか。				
筒の 設置方法	筒は丈夫なロープ等により、2筒所以上堅固に固定されているか。 筒はきれいに清掃され、損傷、変形がなく、紙筒が吸湿等の異常はないか。				
煙火置場 の場所	設置場所が脆弱、多湿の場合、下に枕木、木板等を敷く等の措置を講じているか。 打揚筒等の設置場所から20m以上離れているか。				
煙火置場 の構造	消費中の煙火の出し入れ、火薬の計量等がある場合、煙火置場を設置しているか。 火の粉が容易に侵入しない構造か。 テント張りの場合、その生地は難燃性で垂れは地面に十分達し、隙間がないか。 置場内に確実に蓋のできる容器で、かつ、厚手のシート等で十分覆っているか。 出入口には打揚筒等の設置場所と反対方向か。 車両を煙火置場とする場合、エンジンを停止し、車両を固定させてあるか。 煙火置場の周囲に「立入禁止」「火気厳禁」等の警戒標示がなされているか。 船上での煙火消費で、筒から20m未満にある煙火置場には適切な防護措置をしているか。				
煙火玉・ 打揚煙火 等	煙火玉の導火線の吸湿又は損傷はないか。また、煙火玉等に異常はないか。 打揚薬は規定どまり適量であり、適切な装填方法か。また、入れ忘れはないか。 打揚火薬が吸湿してないか。 筒から20m未満での点火の場合、畳床等の防護措置がなされているか。 筒から5m未満での点火の場合、他の点火者の筒から2m以上離れているか。 煙火の収納容器の位置、ふた、覆い等の防護方法が適切か。 点火者の人数に十分対応した数か。また、申請記載従事者に変更はないか。 電気点火の場合、配線、点火器の能力、全抵抗値について問題はないか。				
スターマイン	全体の重量を増し、杭、土のう等で全体を安定させているか。				
枠物等	固定は確実か。 滝、枠仕掛から20m以内で他の煙火を消費する場合、滝、枠仕掛から関係人は20mを超える距離をとっているか。				
小型煙火	周囲を緊縛し、固定されているか。				
運搬中	蓋、防災シート等の覆いを十分してあるか。				
火災予防 等	事故が発生した場合の措置が定められ、徹底されているか。 消費場所の周囲に可燃物はないか。また、消火用水等が設置されているか。				
盗難防止	火薬類を存知している間の見張りは万全か。				
警戒体制 等	申請どまりに立看板、見張り人が配置されているか。 立入禁止区域内に人が入り込んでないか。 警備本部と、打揚現場及び警備員との連絡手段が確保されているか。				

球状の打揚煙火（スターマインを含む）の保安距離

○通路、人の集合する場所、建物等に対する保安距離

玉の寸法	地区区分	第一種地区		第二種地区		第三種地区
		人家が密集し、かつ、多数の観衆がある地区		人家は密集しているが観衆の少ない地区又は人家は少ないが多数の観衆がある地区		人家、観衆の少ない地区
	措置区分	1級措置	2級措置	1級措置	2級措置	1級措置、2級措置
7.5cm以下 (2.5号)	ぼか物	100m	40m	100m	40m	40m
	割り物	100m	65m	100m	65m	65m
9cm以下 (3号)	ぼか物	140m	65m	140m	65m	65m
	割り物	140m	100m	140m	100m	100m
12cm以下 (4号)	ぼか物	150m	75m	150m	75m	75m
	割り物	150m	110m	150m	110m	110m
15cm以下 (5号)	ぼか物	210m	150m	210m	150m	150m
	割り物	210m	180m	210m	180m	180m
18cm(6号)以下		220m	190m	220m	190m	190m
21cm(7号)以下		250m	200m	250m	200m	200m
24cm(8号)以下		250m	210m	250m	210m	210m
30cm(10号)以下		300m	250m	300m	250m	250m
45cm(15号)以下		300m	250m	300m	250m	250m
60cm(20号)以下		400m	300m	400m	300m	300m
90cm(30号)以下		600m				
105cm(35号)以下		650m				
120cm(40号)以下		700m				

○3級措置、4級措置を講じた場合の建物等に対する保安距離

玉の寸法	地区区分	第二種地区（4級措置）、 第三種地区（3級措置）	
	建物等の区分	人家	人家以外
7.5cm以下 (2.5号)	ぼか物	25m	第三種地区1級措置の距離の0.5倍の距離
	割り物	40m	
9cm以下 (3号)	ぼか物	40m	
	割り物	60m	
12cm以下 (4号)	ぼか物	45m	
	割り物	65m	
15cm以下 (5号)	ぼか物	100m	
	割り物	130m	
18cm(6号)以下		130m	
21cm(7号)以下		130m	
24cm(8号)以下		130m	
30cm(10号)以下		150m	
45cm(15号)以下		200m	
60cm(20号)以下		250m	

(注) 1 「1級措置」とは、普通に打ち揚げる場合を言う。

2 「2級措置」とは、「玉にひも又は、なわを取り付ける」、「早打ち玉のような取手を付ける」等玉の内容及び打揚方法を制限することを言う。

3 「3級措置」とは、「打揚について、建物等の所有又は占有者の承諾のある場合で、火災の警戒・避難・消火体制の確保により速やかに事後措置ができる場合」を言う。

4 「4級措置」とは、「2級措置」及び「3級措置」を施し、人家密集の度合い等地理的状況を考慮した場合を言う。

5 第二種地区で「4級措置」、第三種地区で「3級措置」を講じた場合の建物等に対する保安距離は、右の表を適用する。

6 玉の寸法が60cm(20号)を超える場合の建物等に対応する保安距離については、その都度協議する。

7 吊り物については、交通安全、火災予防の観点から消費場所に依りその都度決定する。

仕掛煙火の保安距離

区分	区分の内容	種類	取扱条件	保安距離
1 スターマイン	打揚筒を多数連ねて立て、打揚煙火等を連続して打ち揚げるもの。		打揚煙火の取扱方法を準用 ただしスターマインに含まれる2以降の仕掛煙火については、それぞれの仕掛煙火の条件	打揚煙火の保安距離を準用 ただしスターマインに含まれる2以降の仕掛煙火については、それぞれの仕掛煙火の距離
2 噴出仕掛煙火	固定具で設置固定し、消費が固定場所の範囲で終了する仕掛煙火	ア 枠物（文字、絵物） イ 網物（滝、綱火） ウ 噴出物（噴水） エ 光物（フラッシュ） オ 音物（爆竹、雷粒）	構築物・支柱等に固定具で設置固定が確実に行われていること。	構築物・支柱等の高さの1.5倍の距離（最低10m）
		カ 軸物（火輪） キ 音物とア～エの組合せ物		構築物・支柱等の高さの2.0倍の距離（最低20m）
3 打出仕掛煙火	固定した円筒を使用し、推進薬・発射薬で打揚、推進・飛翔する仕掛煙火	(1) 二次点火しないもの （乱玉、花束、トラ等）	60mm以下の円筒を使用し、支柱等に確実に固定されていること。	火の粉等 ^{※1} の水平方向の飛散距離 ^{※2} の2倍、火の粉等の垂直方向の飛散距離 ^{※3} 又は30mのうちいずれか長いもの。ただし、飛散防止措置 ^{※4} を講じた方向にあっては、火の粉等の水平方向の飛散距離の2倍又は20mのうちいずれか長いもの ^{※5} 。
		(2) 二次点火するもの （内筒、小割、笛、蜂等）	50mm以下の円筒を使用し、支柱等に確実に固定されていること。	火の粉等 ^{※1} の水平方向の飛散距離 ^{※2} の2倍、火の粉等の垂直方向の飛散距離 ^{※3} 又は60mのうちいずれか長いもの。ただし、飛散防止措置 ^{※4} を講じた方向にあっては、火の粉等の水平方向の飛散距離の2倍又は40mのうちいずれか長いもの ^{※5} 。
		(3) (1)、(2)に属さないもの	球状の打揚煙火の取扱方法を準用	球状の打揚煙火の保安距離を準用
4 水中・地上花火	水面、地面又は水面空中で、球状の煙火又は焰管を固定、打ち込み又は点火して投げ込んで開発させるもの	(1) 水中金魚（計画水面で焰管が浮かび、火花又は火粉を吹きながら走行するもの）	計画水面を設定し、計画水面に確実に投げ込み又は打ち込むこと。	計画水面の端及び打ち込み筒等の設置場所から20m
		(2) 水上花火（球状の煙火を用いて水面及び水面空中で開かせるもの）	船（ボート等）を走行させ、煙火の導火線に確実に点火し計画水面に確実に投げ込み、開かせる。又は打揚筒を所定の角度に傾斜させ、計画水面に煙火を確実に打ち込んで開かせる。若しくは煙火を計画水面近くに設置固定し点火して開かせる。ただし、筒を用いて打ち込む方向の対岸に対して第三種地区1級措置の保安距離の2.0倍以上の距離がない場合は打揚筒を用いての打ち込み方法はしないこと。	計画水面の煙火を開かせる場所から第三種地区1級措置の保安距離の0.6倍の距離 打揚筒を用いて打ち込む場合は設置場所からも第三種地区1級措置の保安距離の0.5倍の距離
		(3) 地上花火（球状の煙火を地上に置いて開かせるもの） ※玉の直径が24cm（8号玉）以下のものが好ましい。	煙火を地面等に設置固定する場合は、火災及び石等が飛散しないように措置する。隣接する煙火を飛ばさないように確実に固定する。固定できない場合は概ね次の距離を目安とする。 12cm玉 → 1m以上 15～18cm玉 → 2m以上 21～24cm玉 → 3m以上	設置固定の煙火を開かせる場所から3種地区1級措置の保安距離の0.6倍の距離
5 その他の仕掛煙火	1～4に属さない仕掛煙火	映画・演劇等、これに類する演出に用いる仕掛煙火、小型ロケット、流星、手筒	煙火の仕様、取扱方法及び消費現象についての情報を収集し、安全に取り扱うこと。	煙火の仕様、取扱方法及び消費現象について資料をもってその都度協議する。

※1 火の粉、星及び煙火の破片等（燃え尽きた残滓は含まない。）

※2 打揚地点から火の粉等が無風状態で到達する地点までの水平距離

※3 打揚地点から火の粉等が無風状態で到達する高さ

※4 意図しない方向へ打ち出されないようにする措置。別図1「打出仕掛煙火の飛散防止措置」参照

※5 別図2「打出仕掛煙火の保安距離」参照

打出仕掛煙火の飛散防止措置

飛散防止措置

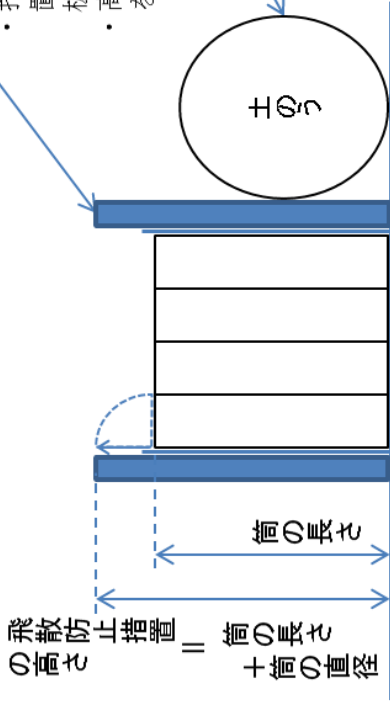
- ・打出仕掛煙火の側面に鉄板、木板、畳等（以下「鉄板等」という。）を配置し、意図しない方向へ打ち出されないようにすることをいう。（畳、木板等を使用する場合は、防火シート等で覆うなどの措置を講じること。）
- ・高さは、（筒の長さ＋筒の直径）以上とし、鉄板等が倒れないような措置を講じること。

固定措置

飛散防止措置の周囲を土のう等で固定した場合であって、現に打出仕掛煙火が固定されていれば、筒の固定措置がなされているものとみなす。

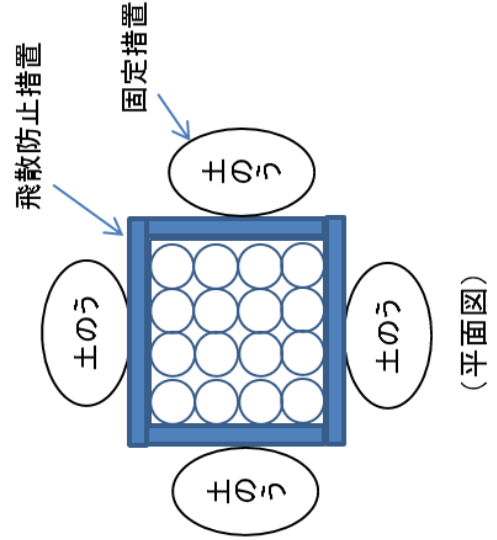
<例>

- ・飛散防止措置の周囲を土のう等で固定し、打出仕掛煙火が動かないように固定
- ・四方を縄、バンド、溶接等で連結した鉄板等の飛散防止措置で打出仕掛煙火を囲み、打出仕掛煙火が動かないように固定



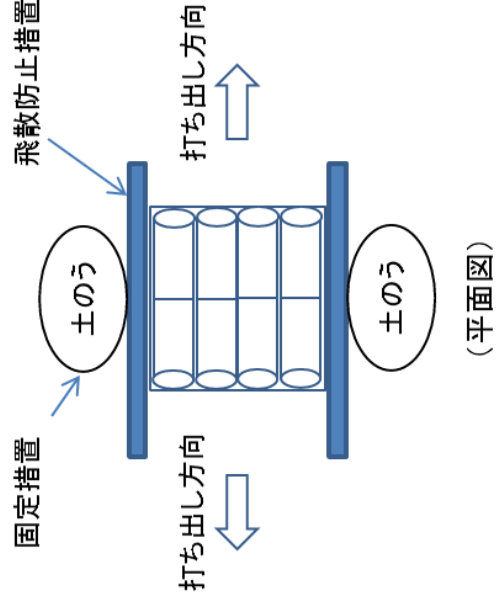
(断面図)

【筒を垂直に打ち出す場合(例)】



(平面図)

【筒を斜めに打ち出す場合(例)】

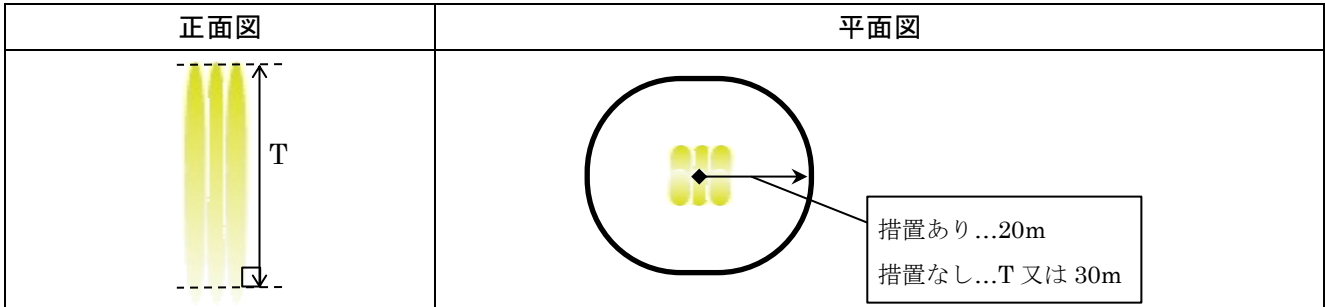


(平面図)

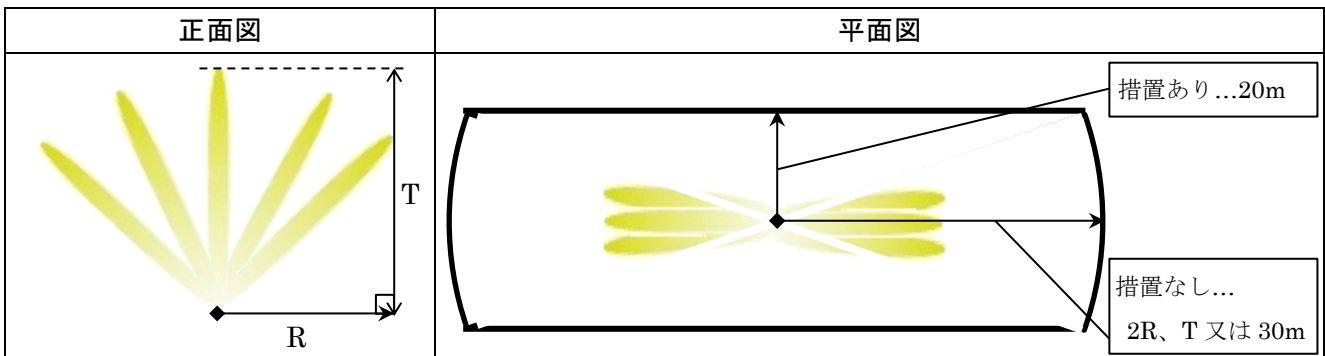
打出仕掛煙火の保安距離

R : 火の粉等の水平方向の飛散距離 T : 火の粉等の垂直方向の飛散距離

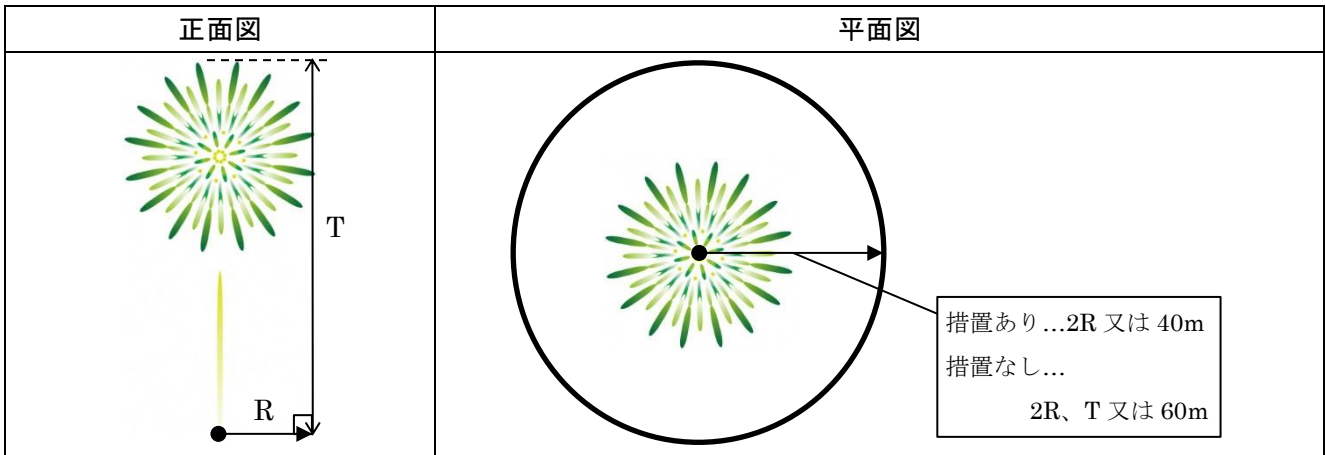
①二次点火しないものを真上に打ち揚げる場合



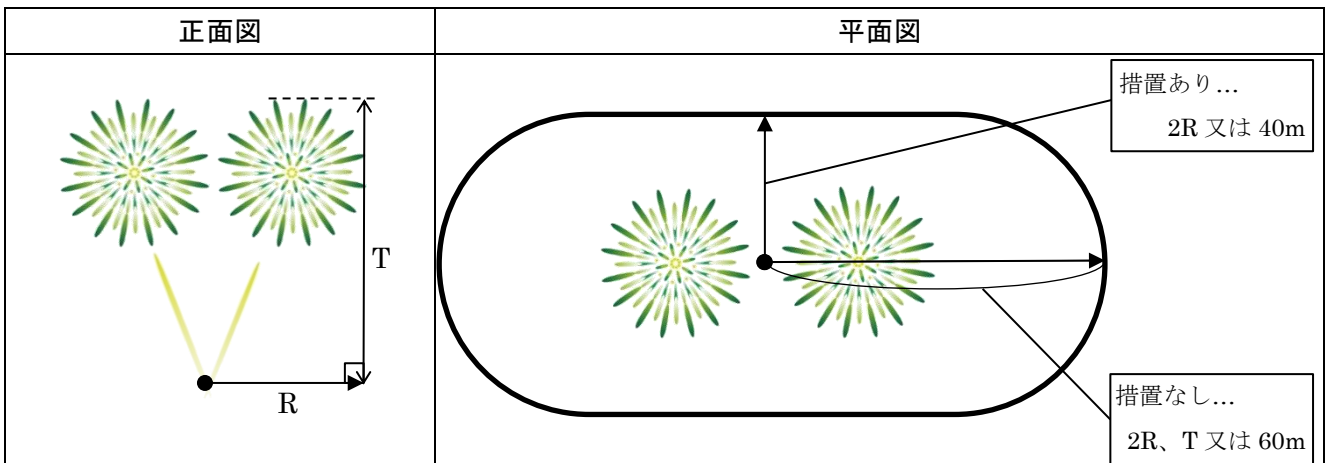
②二次点火しないものを斜めに打ち揚げる場合



③二次点火するものを真上に打ち揚げる場合



④二次点火するものを斜めに打ち揚げる場合



保安距離に関する解説

1 地区

消費場所周辺における通路、建物等の状況及び予想される観衆の数並びに消費の目的等を検討し、次のとおりに地区を指定する。

(1) 第一種地区

観賞用として煙火を消費する場合であって、消費場所周辺に人家が密集し、極めて多数の観衆が予想される地区 (例)新潟まつり花火大会

(2) 第二種地区

ア 観賞用として煙火を消費する場合であって、次のいずれかに該当するもの

- ・ 消費場所付近に人家が密集している地区
- ・ 多くの観衆が予想される地区

(例) 県内で開催される大規模な花火大会の大半

イ 信号用として煙火を消費する場合であって、多数の観衆が予想される地区

(例) 野球又は見本市会場の用地内

(3) 第三種地区

第一種地区及び第二種地区のいずれにも該当しない地区

2 保安物件

火薬類取締法施行規則第 56 条の 4 第 4 項第 1 号に規定する、通路、人の集合する場所、建物等をいい、「通路」には、道路、鉄道、船舶の航行ルート等、人及び人が乗る物が通行するものをいう。

3 保安距離

火薬類取締法施行規則第 56 条の 4 第 4 項第 1 号に規定する、通路、人の集合する場所、建物等に対してとるとされた距離

この距離内に保安物件があってはならない。ただし、以下の場合は除く。

(1) 通行止めや立入禁止等の措置が取られた通路及び煙火消費従事者が煙火消費のために通行する通路

(2) 次のいずれにも該当する建物等

ア 人家を除く建物等であること。

イ 主催者が所有し、又は所有者等の承諾があること。

ウ 耐火性の建物等又は防災シートで覆うなどの安全な措置を講じたもので、関係者で協議の上、保安物件とみなさないこととしたもの。

4 玉の種類

(1) ぽか物：少量の割火薬を用いた重量の軽いものをいう（吊りものは除く）。

(例) 号砲、段雷、柳等

(2) 割り物：多量の割り火薬を用いた重量の重いものをいう。

(例) 菊、牡丹等

(3) 吊りもの：吊り星、連星等の吊りもの及び旗、袋物を含む。

(4) 号数：1号は旧尺貫法でいう1寸(3.03cm)にあたる。また、号数で表される大きさは、通常、玉ではなく筒の直径であり、玉の大きさは筒の直径よりも若干小さくなる。(煙火玉の諸元を参照)

火薬類(煙火)消費許可申請書

○年 ○月 ○日

新潟県知事 様
 (地域振興局長 様)
 (地区振興事務所長 様)

住 所

代表者

名 称	
事務所所在地 (電話)	
職 業	
(代表者)住所氏名(年齢)	
火薬類の種類及び数量	
目 的	
場 所	
日 時 (期間)	自 年 月 日 至 年 月 日 時から 時まで (悪天候の場合は 年 月 日に延期/まで順延)
危険予防の方法	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

説 明	備 考
<p>申請</p> <p>審査等に時間を要するため、申請書の提出は原則として消費日の30日前、遅くとも2週間前までに行うこと。</p> <p>記入方法</p> <p>代 表 者：行事の最高責任者 名 称：主催者の名称 職 業：主催者の業種。実行委員会の場合は代表者の職業 住 所：原則として、代表者の住民票に記載されている住所 種 類 数 量：煙火の種類ごとの数量 目 的：「〇〇納涼花火大会」等とその目的を記載する。 場 所：字、地番まで正確に記載する。河川敷等にあつては、「〇〇番地先△△川河川敷」等と記載する。 日 時：延期がある場合は、当初の予定日の翌日から起算して7日以内とし、年月日を記入する。</p> <p>危険予防の方法：具体的に記入する。また、申請書に記入しきれない場合は、別紙に記入する。</p>	<p>別途、火災予防条例に基づき、消防本部へ届出すること。</p> <p>(煙火消費順延時の措置)</p> <p>延期となったときは、その旨を許可証交付者及び所轄警察署へ電話等により連絡すること。その場合、延期による消費の日時が決まり次第その日時についても連絡すること。</p>

煙 火 消 費 計 画 書

1 消費の概要

(単位：個)

(単位：台)

区分 \ 種類	2.5号玉	3号玉	4号玉	5号玉	6号玉	7号玉	8号玉	10号玉	20号玉	30号玉	40号玉	打揚計	スターマイン	打出仕掛煙火(※)	枠・滝等	仕掛計
昼																
夜																
合計																

※スターマインの一部である打出仕掛煙火は含まない。

概算薬量	100kg 未満	
(打揚薬含)	100kg 以上	

該当する区分に○を記入

- (1) スターマインの最大号数 _____ 号玉
- (2) 煙火玉の斜め打ちの (ア 有 イ 無)
 - ・打揚方向 ア 海 イ 湖 ウ 河川 エ 遊水池 オ 貯水池 カ その他 ()
 - ・試験打揚の (ア 了 イ 未了)
 - ・試験打揚の結果

2 製造業者及び打揚業者の住所、氏名又は名称

- (1) 製造業者
- (2) 打揚業者

3 消費場所所在地

- (1) 単 発
- (2) スターマイン
- (3) 打出仕掛煙火
- (4) 枠・滝等

説 明	備 考
<p>1 消費の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2日以上になる場合は、1日単位で表を作成のこと。 ・ 早打ち段打ちの場合で、種類の異なる煙火を打ち揚げる場合は、単発の種類ごとに分けて数量を記入すること。 ・ スターマイン及び仕掛については、台数で記入すること。 ・ 概算薬量について、該当する区分（100kg未満または100kg以上）に○を記載すること。 <p>(1) スターマインのうち、直径の一番大きいものを記入すること。</p> <p>2 製造業者、打揚業者が複数ある場合は、全て記入すること。</p> <p>3 所在地を記入するとともに、別添見取図にそれぞれの消費場所を図示すること。</p>	

4 保安距離

(1) 打揚煙火及びスターマイン

地区区分（級）措置	最大の号数	観衆に対する保安距離	観衆までの実距離	保安物件に対する保安距離	保安物件名及び実距離
第一種地区（級）措置	号	m	m	m	m
第二種地区（級）措置	号	m	m	m	m
第三種地区（級）措置	号	m	m	m	m

ア 地区区分の設定根拠、措置区分

イ 保安距離内にある建物等に対する保安措置

ウ 保安距離内にある通路（道路、鉄道、船舶等が通行するもの）に対する保安措置

(2) 仕掛煙火

区 分		区 分		区 分	
種 類		種 類		種 類	
規 模		規 模		規 模	
保 安 距 離		保 安 距 離		保 安 距 離	
以下、打出仕掛煙火の場合					
火の粉等の水平方向の飛散距離		火の粉等の水平方向の飛散距離		火の粉等の水平方向の飛散距離	
火の粉等の垂直方向の飛翔距離		火の粉等の垂直方向の飛翔距離		火の粉等の垂直方向の飛翔距離	
打出仕掛煙火の飛散防止措置	有・無	打出仕掛煙火の飛散防止措置	有・無	打出仕掛煙火の飛散防止措置	有・無

(3) 保安間隔

ア 仕掛煙火（滝、粹仕掛等）から20m以内での他の煙火の消費（ア 有 イ 無）

- ・火の粉により点火するおそれのある仕掛煙火から関係人までの距離 _____m

イ 打揚筒から5m未満での打揚げ（ア 有 イ 無）

- ・他の打揚従事者の打揚筒までの距離 _____m

ウ 煙火置場の設置（ア 有 イ 無）

- 消費時の打揚筒等と煙火置場との距離 _____m

説 明	備 考
<p>4 保安距離</p> <p>(1) 打揚煙火及びスターマイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地区区分（級）措置」「観衆に対する保安距離」には、「球状の打揚煙火の保安距離」（本書 p16）の内容を記載すること。 ・「保安物件名及び実距離」には、保安距離内の全ての保安物件を記載すること。 ・「ア 地区区分の設定根拠、措置区分」には、人家の状況、観衆の見込みについて記載し、講じる措置の内容を記載すること。 ・「イ 保安距離内にある建物等に対する保安措置」には、保安物件ごとに、講じる保安措置の内容を記載すること。 <p>(2) 仕掛煙火</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「規模」には、枠仕掛では枠の大きさ（横幅、地上高）滝仕掛では滝の大きさ（長さ、地上高）、打出仕掛では規模（筒の内径、筒の本数）、数量を明記する。 ・打出仕掛煙火の保安距離は、カタログ・仕様書等により火の粉等の飛散距離等を確認し、製品ごとに設定する。欄が不足する場合は別表を作成する。 <p>(3) 保安間隔</p> <p>該当のものを○で囲み、有の場合にはその距離を記載すること。</p> <p>ア 20 m以内では打揚不可。ただし、火の粉により点火しないよう措置が講じられている仕掛煙火及び仕掛煙火から 20 m以内に関係人がいない場合は適用されない。別添見取図に関係人との距離を示すこと。</p> <p>イ 打揚筒から 5 m未満で打揚げをする場合、他者の従事する打揚筒から 2 m以上の距離が必要である。なお、複数ある場合は、最短距離を記入すること。</p> <p>ウ 打揚筒等には、仕掛煙火、火気を取り扱う場所を含む。離隔は 20 m以上必要である。（船上等やむを得ない場合を除く。）なお、別添見取図にその距離を示すこと。</p>	<p>別添見取図には、縮尺率、方角、保安距離、観衆及び保安物件並びにそれらまでの実距離並びに通路の通行止めの状況を、位置関係がわかるように記載する。⇒9 (4)</p> <p>（記載例）</p> <p>ア 周辺に人家の密集した地区はないが、多数の観衆が集まることから第二種地区とし、4級措置（2級及び3級措置）を講じる。</p> <p>イ ○○文化会館（○○市○町○番○号） 単発花火の保安距離内にあるが、4級措置を実施。また、○○○mは確保されている。</p> <p>ウ①○○大橋 単発花火の保安距離内にあるが、打揚げ時間中は警備員を待機させ通行止めを行う。</p> <p>② JR ○○線 保安距離である○m以上離れている。</p> <p>③○○橋から○○橋の間の船舶の航行を禁止する。</p> <p>保安距離の算定の根拠となるカタログ・仕様書等の写しを添付する。</p> <p>火の粉により点火しないよう措置が講じられている仕掛煙火とは、打揚筒の筒口にキャップ等を取り付ける等、火の粉等の侵入を防止する措置を講じたスターマイン等が該当する。（「煙火の消費保安基準」（平成 30 年 5 月、（公社）日本煙火協会）p17）</p> <p>不測の点火を起こす可能性がある仕掛煙火は、主に滝、枠仕掛などがあげられる。</p> <p>船上等やむを得ない場合で距離が 20 m以上取れない場合には、星の衝突等による衝撃が、煙火置場の内部に及ばないように措置を講ずること。</p>

5 警戒区域の設定及び警備体制

- (1) 警戒区域は別添見取図のとおり決定する。
- (2) 別添見取図のとおり、立入禁止標識____か所、警備員の配置____か所、計____人を配置し、関係者以外の立入を禁止する。
- (3) 警備本部を（ア 設ける。 イ 設けない。） 別添見取図のとおり
- (4) 警備本部等と警備員・打揚責任者との連絡手段
ア 無線 イ その他（ _____ ）

6 煙火置場

- (1) 設置の有無
ア 煙火置場を設置する
イ 煙火置場を設置しない（消費中の煙火の出し入れ、煙火置場における煙火の異常有無の点検、打揚火薬の計量及び取り付け、導火線の切断等作業、煙火と打揚火薬の組合せ等の作業を行う必要がないため）
- (2) 設置位置
別添見取図のとおり
- (3) 構造
ア 建物 イ テント張り ウ 車両 エ その他
別添構造図のとおり
- (4) 警戒表示
「立入禁止」「火気厳禁」の表示をする。
- (5) 責任者及び見張人
別添従事者名簿のとおり、責任者を選任し受け払いを確実にを行うとともに、煙火等を存置する間見張人を配置する。

7 打揚筒等の固定

打揚筒は次の方法で確実に固定する

- ア 支柱に確実にしぼり固定する。（ _____ 号玉用～ _____ 号玉用）
別添 筒の固定方法略図のとおり
- イ 地面等に埋設し固定する。（ _____ 号玉用～ _____ 号玉用）
別添 筒の固定方法略図のとおり
- ウ 筒固定用の箱に入れる。（ _____ 号玉用～ _____ 号玉用、スターマイン用）
別添 筒の固定方法略図のとおり
- エ その他方法（ _____ 号玉用～ _____ 号玉用）
別添 筒の固定方法略図のとおり

説 明	備 考
<p>5</p> <p>(1) 4 (1)表の保安距離以上確保すること。 (3級措置、4級措置を講じた場合であっても危険区域は、観衆までの保安距離以上確保すること。)</p> <p>(3) 該当のものを○で囲むこと。</p> <p>(4) 警備本部を設けない場合は、主催者と警備員、打揚責任者との連絡方法を記入すること。</p> <p>6</p> <p>(1) 該当のものを○で囲むこと。</p> <p>(2) 見取図等により説明すること。 ただし、構築物を設けない場合で、風向き等当日の状況により設置位置が変わる場合は、その旨を記載し、見取図への記載は省略可。</p> <p>(3) 該当のものを○で囲むこと。また、その構造図を添付すること。</p>	<p>(記載例)</p> <p>風向き等を考慮し、打揚筒又は仕掛煙火から20 m以上離れた安全な場所に設置する。</p>

8 消費作業等

(1) 消費煙火への点火方法は次の方法で行う。

ア 電気点火 イ 導火線点火 ウ 投込薬点火 エ その他 (_____)

(2) 煙火の打ち揚げ時は、次の方法で関係人に対して離隔距離をとり、防護措置等を講ずる。

煙火の打揚 消費場所	最大打揚号数	煙火への 点火方法	打揚筒から関係 人への離隔距離	関係人に対する 防護措置の内容

(3) 風速が毎秒 _____ m以上の時、異常気象の時は消費を中止する。

(4) 警戒区域内の安全を確認しない限り、煙火の消費を行わない。

(5) 煙火を運搬するときは、衝撃に対して安全な措置を講ずる。

(6) 煙火は使用前に検査し異常のあるものは使用しない。

(7) 煙火置場、打揚筒の設置場所、仕掛煙火の設置場所以外には、火薬類を存置しない。

(8) その打揚げに必要な煙火は、打揚筒の設置場所に携行しない。

(9) 打揚筒の設置場所に携行した煙火は、容器に収納し、取出しのつど完全に蓋又は覆いをする。

(10) 煙火の消費中は、打揚火薬の計量をしない。

(11) 煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をする。

(12) 煙火の消費作業に従事する者には、酒気を帯びさせない。

(13) 消費作業に従事する者及び消費について関係のある者は、保安帽を着用する。

(14) 不発煙火が出た場合は、すみやかに回収し処理する。

(15) 同日に繰り返し使用する単発の打揚筒がある場合、消費中しばしば掃除する。

(16) 落雷の危険のあるときは、点火玉及び電気導火線に係る作業を中止する等の措置を講ずる。

(17) 煙火を煙火置場から出し入れする際は火の粉が入らない状況を確認してから煙火の覆いシート等を開く。

9 添付書類

(1) 煙火消費作業従事者名簿

(2) 煙火消費保安管理組織図

(3) 緊急連絡系統図

(4) 消費場所付近の見取図

(5) 打揚場所の配置図（打揚筒と関係人の位置、距離及び防護措置を講ずる場合にはその位置を記載）

(6) 防護措置等の仕様及び構造図

(7) 煙火置場の見取図及び構造図

(8) 筒の固定方法図

(9) 仕掛煙火の仕様書等の写（打出仕掛煙火で同一の場所に設置するものについては、そのうち保安距離に影響しうる規模のもの）

(10) 打出仕掛煙火の飛散防止措置の仕様及び構造図

(11) 花火大会実施計画書及び花火大会プログラム（作成している場合）

(12) 保安距離内にある建物等の所有者又は占有者からの承諾書写し（3級措置を講ずる場合）

説 明	備 考
<p>8</p> <p>(1) 該当のものに○を付ける。</p> <p>(2) ・消費場所の欄には、別添配置図でそれぞれの消費場所が判別できるように記載すること。</p> <p>・打揚筒から関係人への離隔距離は、原則、20m 以上とること。</p> <p>・離隔距離が 20m 確保できない場合には、打揚筒からの離隔距離と煙火玉の大きさに応じて、適当な防護措置等を講ずる必要がある。</p> <p>(3) ・10 m 以上の場合、消費を中断する。</p> <p>・風速の把握については、气象台又は観測所等と密接な連絡をとること。</p> <p>・異常気象については、气象台又は消防本部等と密接な連絡をとること。</p> <p>9</p> <p>(4) 消費場所付近の見取図には、縮尺率、方角、保安距離、観衆及び保安物件並びにそれらまでの実距離並びに通路の通行止めの状況を、位置関係がわかるように記載する。</p> <p>また、消費場所を中心に保安距離内に観衆その他の人が立ち入らないよう定めた立入禁止区域を明示し、警備員の配置計画(位置、人数、時刻)を記載する。</p> <p>なお、交通規制を行う場合には警備計画を含めて記載する。</p> <p>(5) 打揚場所の配置図には、縮尺率、方角を記載し打揚筒及び仕掛煙火の設置範囲(打揚煙火については1設置範囲毎に番号を記載すること)、煙火置場、火気の取扱い場所、点火位置、関係人の待避場所並びに防護措置等の配置状況並びにその間の距離を記入する。</p> <p>(7) 煙火置場の構造図には、煙火置場の構造、材質を記載する。寸法についても可能な範囲で記載する。</p> <p>船上打揚等で、打揚筒等の設置場所と20m以上の距離がとれない場合には、防護措置についても記載する。</p> <p>(8) 筒の固定方法図には、打揚筒の設置固定方法を記載する。</p> <p>(9) 「保安距離に影響しうる規模のもの」とは、飛散距離が最大のもの等を言う。</p> <p>(10) 打出仕掛煙火の飛散防止措置には、措置の方法、材質、寸法等を記載する。</p>	<p>直径 3cm を超える煙火の打ち揚げに限る。</p> <p><必要な離隔距離と防護措置等></p> <p>・直径 24cm 以下の煙火を打ち揚げる場合で、離隔距離が 5m 未満の場合には、打揚筒が破裂したときに発生する飛散物を遮断する防護措置を講ずることが必要。</p> <p>・直径 24cm 以下の煙火を打ち揚げる場合で、離隔距離が 5m 以上 20m 未満の場合には、飛散物に対する安全対策を講ずることが必要。</p> <p>・直径 24cm を超え 30cm 以下の煙火を打ち揚げる場合で、離隔距離が 5m 以上 20m 未満の場合及び直径 30cm を超え 60cm 以下の煙火を打ち揚げる場合で、離隔距離が 10m 以上 20m 未満の場合には、飛散物の威力を軽減する防護措置を講ずることが必要。</p>

煙火消費作業従事者名簿

煙火別	職務	氏名	年齢	免状又は所持手帳等	施行令第5条に規定する欠格事由に該当しないことの判定
	総括責任者				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	現場責任者				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
昼単発	責任者				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	打揚者				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	〃				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
夜	責任者				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	打揚者				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	〃				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	〃				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	運搬者				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	〃				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
仕掛	責任者				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	点火者				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
スターマイン	責任者				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	点火者				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	〃				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
20号玉	責任者				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	点火者				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
30号玉	責任者				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	点火者				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
煙火置場	責任者				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
	見張り人				規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
					規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号

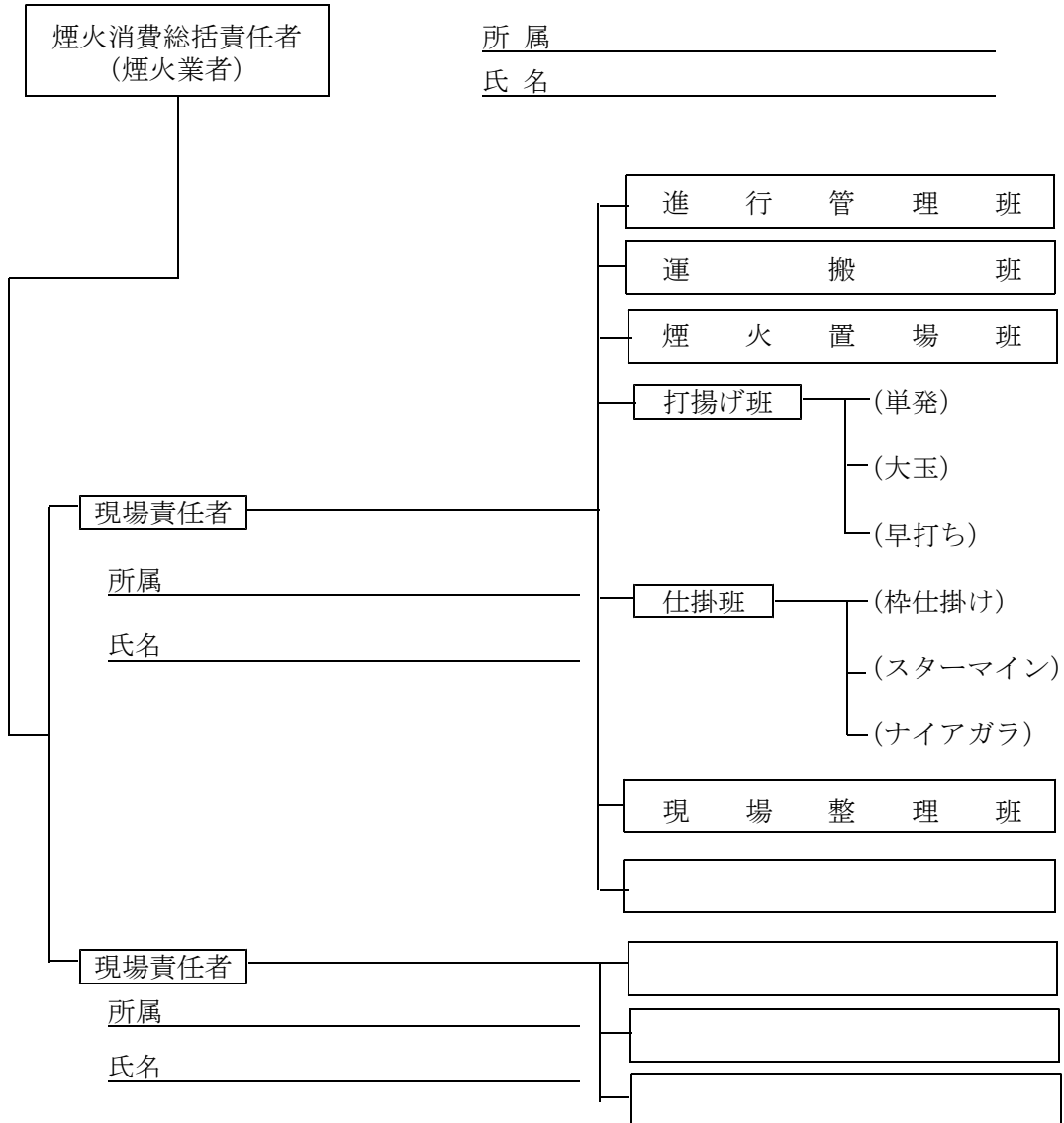
備考 火薬類取締法施行令第5条に規定する欠格事由に該当しないことの判定の欄には、実施した判定項目に○をつけること。

説 明	備 考
<p>従事者名簿</p> <p>免状又は所持手帳等の欄には、免状の種類又は手帳の種類を記載のこと。</p> <p>火薬類取締法施行令第5条に規定する欠格事由に該当しないことの判定の欄には、実施した判定項目に○を付けること。</p>	<p>煙火消費作業従事者に変更があった場合、変更届を事前に知事又は地域振興局長等に提出すること。</p> <p>(規則第83条第1項)</p> <p>令第5条第2項の経済産業省令で定める方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1号 医師の診断書</p> <p>2号 健康診断及び心身の健康に関する相談</p> <p>3号 適性検査</p> <p>4号 面接その他の認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを判断する方法</p>

煙火消費保安管理組織図

主 催 者

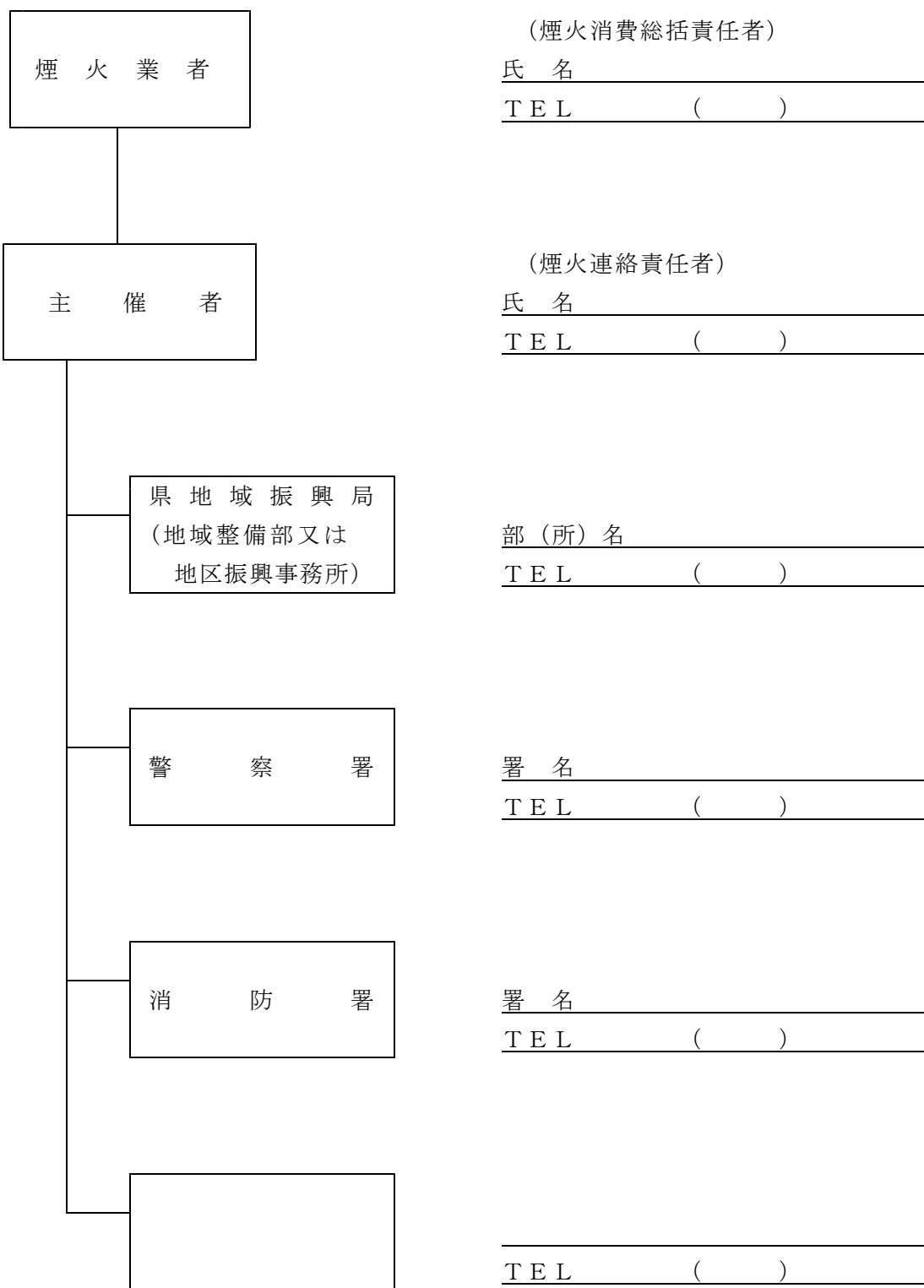
煙火最高責任者 (大会実行委員長等)	所属 _____ 氏名 _____
煙火責任者 (煙火の部の責任者)	所属 _____ 氏名 _____
煙火連絡責任者	所属 _____ 氏名 _____



保安管理体制について

- 1 煙火最高責任者
 - ・ 煙火消費に係る最高の責任者で、安全確保のための統括管理を行う。通常は、花火大会（祭り）の主催の責任者で消費許可申請者である。
- 2 煙火責任者
 - ・ 煙火消費の会場における主催者側の責任者で煙火連絡責任者を指揮し安全管理を行う。
- 3 煙火連絡責任者
 - ・ 煙火消費に係る主催者側の保安担当で、煙火消費の会場に常駐し安全管理を行う。特に警戒区域内の警備状況についての管理を行う。
 - ・ 煙火消費総括責任者と連絡を密にし、県等関係機関との連絡調整にあたる。
 - ・ 緊急時又は中止等の際には、早急に緊急連絡系統に基づいて電話連絡を行う。
- 4 煙火消費総括責任者
 - ・ 煙火消費の会場における煙火業者側の最高責任者で、消費の安全確保のための総括管理を行う。（従事者名簿の煙火消費総括責任者と同じ）
 - ・ 現場責任者、各班担当責任者と作業について十分に打ち合わせを行い、事前に安全確認を行うこと。
 - ・ 従事者に対して、事前に保安教育を実施すること。
 - ・ 気象条件及び周囲の環境の変化等に常に気を配り、危険の恐れがあると判断した場合は、直ちに、主催者に対し中止又は一時中止等の要請を行うこと。
- 5 現場責任者
 - ・ 消費の際の責任者で、煙火消費総括責任者の指示に基づいて進行管理に努め安全に消費されるよう各班担当責任者を指揮すること。
 - ・ 複数の煙火業者が消費する場合、それぞれの現場責任者を置くこと。
- 6 各班担当責任者
 - ・ それぞれの分担業務をよく理解し、安全確保を図りながら担当従事者を指揮し煙火消費を行うこと。

緊急連絡系統図



緊 急 連 絡 系 統

煙火消費中に事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに緊急連絡系統に基づいて関係機関に通報すること。

気象条件及び周囲の環境の変化等により危険の恐れがある場合は、早めに打ち合わせて中止等の決定をし、連絡系統に基づき連絡すること。

変 更 届

年 月 日

新潟県知事 様
 （ 地域振興局長 様）
 （ 地区振興事務所長 様）

住 所

氏 名
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

について、下記のとおり変更があつたので、火薬類取締法施行規則第81条の14の表第7項（第10項、第11項、第14項）の規定により届け出ます。

記

許可の内容	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	施設等の所在地	
	目的又は施設の種類及び棟数	
	火薬類の種類及び数量	
変更年月日		年 月 日
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
備考		

添付書類 施設等の付近の状況の変更の場合は、変更後の状況を示す図面備考 氏名又は代表者の氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

説 明	備 考
<p>消費許可申請書の記載事項中、火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時及び危険予防の方法以外（職業、名称、事務所所在地等）の変更があった場合及び火薬類消費計画書の記載事項（従事者名簿等）に変更があった場合に届け出ること。</p> <p>(施設等の所在地) 火薬類消費場所と読み替える。</p> <p>(目的又は施設の種類及び棟数) 消費目的だけ記載すればよい。</p> <p>変更事項について別紙とする場合には、変更前、変更後の内容がわかるようにアンダーライン、朱書等で明示すること。</p>	<p>規則第 81 条の 14 の表第 11 項 法第 25 条第 1 項の規定により許可を受けた者は、規則第 48 条第 1 項の許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は火薬類消費計画書の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>なお、火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時又は危険予防の方法の変更がある場合は許可の取り直しとなる。</p>

「煙火」の消費許可等申請書提出先

(令和8年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号 メールアドレス	所管区域
村上地域振興局 地域整備部	〒958-8585 村上市田端町 6-25	0254(52)7956 ngt111250@pref.niigata.lg.jp	関川村
新潟地域振興局 津川地区振興事務所	〒959-4402 東蒲原郡阿賀町津 川 1861-1	0254(92)4749 ngt112250@pref.niigata.lg.jp	阿賀町
長岡地域振興局 地域整備部	〒940-8567 長岡市沖田 2-173-2	0258(38)2619 ngt111450@pref.niigata.lg.jp	出雲崎町
南魚沼地域振興局 地域整備部	〒949-6680 南魚沼市六日町 960	025(772)3952 ngt111650@pref.niigata.lg.jp	湯沢町
柏崎地域振興局 地域整備部	〒945-8558 柏崎市三和町 5-55	0257(21)6311 ngt111850@pref.niigata.lg.jp	刈羽村
村上市消防本部 予防課	〒958-0876 村上市塩町 12-6	0254(53)7222 119.yobo-ki@city.murakami.lg.jp	村上市
胎内市役所 総務課	〒959-2693 胎内市新和町 2-10	0254(43)6111 protection@city.tainai.lg.jp	胎内市
新発田市役所 地域安全課	〒957-8686 新発田市中央町 3-3-3	0254(28)9510 anzen@city.shibata.lg.jp	新発田市
聖籠町役場 生活環境課	〒957-0192 北蒲原郡聖籠町大 字諏訪山 1635-4	0254(27)2111 seikan@town.seiro.lg.jp	聖籠町
阿賀野市消防本部 予防課	〒959-2003 阿賀野市安野町 14-4	0250(62)0119 fire@city.agano.lg.jp	阿賀野市
五泉市消防本部 予防課	〒959-1861 五泉市粟島 1-28	0250(42)0119 syoubou@city.gosen.lg.jp	五泉市
新潟市消防局 規制指導課	〒950-1141 新潟市中央区鐘木 257-1	025(288)3241 kisei.fb@city.niigata.lg.jp	※申請先 は各消防 署
北消防署 予防課	〒950-3321 新潟市北区葛塚 5095	025(387)0119 yobo.nfs@city.niigata.lg.jp	新潟市北 区
東消防署 予防課	〒950-0871 新潟市東区山木戸 1-1-20号	025(275)9111 yobo.efs@city.niigata.lg.jp	新潟市東 区
中央消防署 予防課	〒950-1141 新潟市中央区鐘木 257-1	025(288)3119 yobo.cfs@city.niigata.lg.jp	新潟市中 央区

江南消防署 予防課	〒950-0153 新潟市江南区泉町 3-2-1	025(381)2327 yobo.kfs@city.niigata.lg.jp	新潟市江 南区
秋葉消防署 予防課	〒956-0035 新潟市秋葉区程島 1958-1	0250(22)0175 yobo.afs@city.niigata.lg.jp	新潟市秋 葉区
南消防署 予防課	〒950-1209 新潟市南区親和町 8-1	025(372)0119 yobo.sfs@city.niigata.lg.jp	新潟市南 区
西消防署 予防課	〒950-2121 新潟市西区槇尾 80-1	025(262)2119 yobo.wfs@city.niigata.lg.jp	新潟市西 区
西蒲消防署 予防課	〒953-0036 新潟市西蒲区前田 414-1	0256(72)3309 yobo.nskfs@city.niigata.lg.jp	新潟市西 蒲区
加茂地域消防本部 予防課	〒959-1327 加茂市千刈 2-8-1	0256(52)1770 syobo@city.kamo.niigata.jp	加茂市、田 上町
燕・弥彦総合事務組 合消防本部予防課	〒959-0248 燕市吉田浜首 408-1	0256(92)1122 yobou@tysogo.jp	燕市、弥彦 村
三条市消防本部 警防課	〒955-0082 三条市西裏館 3-3-10	0256(34)1111 sanjo119@city.sanjo.niigata.jp	三条市
見附市消防本部 予防課	〒954-0059 見附市昭和町 2-6-33	0258(62)0555 syoubou@city.mitsuke.niigata.jp	見附市
長岡市消防本部 予防課	〒940-0082 長岡市千歳 1-3-100	0258(35)2190 syoyobou@city.nagaoka.lg.jp	長岡市
小千谷市消防本部 予防課	〒947-0028 小千谷市城内 3-1-9	0258(83)0238 syobou-yobou@city.ojiya.niigata.jp	小千谷市
魚沼市消防本部 予防課	〒946-0007 魚沼市四日市 450-1	025(792)7168 yobo@city.uonuma.lg.jp	魚沼市
南魚沼市消防本部 予防課	〒949-6405 南魚沼市竹俣 82-2	025(782)5330 kikenbutsu@city.minamiuonuma.lg.jp	南魚沼市
十日町市役所 防災安全課	〒948-8501 十日町市千歳町 3-3	025(757)3197 t-bousai@city.tokamachi.lg.jp	十日町市
津南町役場 建設課	〒949-8292 中魚沼郡津南町大 字下船渡 585	025(765)3116 kensetsu@town.tsunan.lg.jp	津南町
柏崎市消防本部 予防課	〒945-0034 柏崎市三和町 8-51	0257(24)1501 ks-yobo@city.kashiwazaki.lg.jp	柏崎市
上越市役所 危機管理課	〒943-8601 上越市木田 1-1-3	025(520)5668 kikikanri@city.joetsu.lg.jp	上越市

糸魚川市消防本部 消防総務課	〒941-0069 糸魚川市南寺島 2-10-20	025(553)0119 fd@city.itoigawa.lg.jp	糸魚川市
妙高市役所 総務課	〒944-8686 妙高市栄町 5-1	0255(74)0002 somu@city.myoko.niigata.jp	妙高市
佐渡市消防本部 予防課	〒952-1311 佐渡市八幡 58	0259(51)0123 sf-yobo@city.sado.lg.jp	佐渡市
粟島浦村役場 総務課	〒958-0061 岩船郡粟島浦村字 日ノ見山 1513-11	0254(55)2111 fire@vill.awashimaura.lg.jp	粟島浦村

※1 地域振興局にあつては地域整備部庶務（業務）課又は用地・行政課、津川地区振興事務所にあつては用地・行政課

※2 二重枠線内は、火薬類取締法事務権限移譲市町村

新潟県防災局消防課

名称	所在地	電話番号 メールアドレス
新潟県防災局消防課	〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1	025(282)1665 ngt130020@pref.niigata.lg.jp